

会費規程実施細則

(目 的)

第1条 この細則は、会費規程第7条の規定に基づき、この法人(以下「当協会」という。)の会員の入会及び会費の納入等の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(入会申込書)

第2条 当協会の会員になろうとする者は、個人、団体の別に従い、別に定める入会申込書を当協会代表理事に提出しなければならない。

2 団体の場合は、団体の代表者として当協会に対してその権利を行使する一人の者(以下「会員代表者」という。)を前項の入会申込書に記載しなければならない。

(個人情報等の保護)

第3条 当協会が取得した個人情報等は、その利用を当協会の活動の目的に限定するとともに、その外部への漏洩等がないように厳重に管理しなければならない。

(理事会への付議)

第4条 代表理事は、第2条第1項の入会申込書について、遅滞なく次に掲げる会員の種類及び承認する理由を付してこれを理事会に付議しなければならない。なお、会員資格の年度途中での変更は認めない。

(1) 正会員 当協会の事業に賛同し、その運営に携わる目的で入会する個人又は団体

(2) 賛助会員 当協会の事業に賛同し、賛助するために入会する個人又は団体

(3) ジュニア会員 当協会の事業に賛同し、賛助するために入会する個人で、25歳未満の者又は学生

(4) 海外会員 当協会の事業に賛同し、賛助するために入会する個人で、海外に在住する者

2 理事会は、通常の注意をもって善意である場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者(外国の法令上これらと同様に取り扱われている者を含む。)を正会員として承認してはならない。但し、当協会への入会に関して、当協会の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをすることにならないよう留意するものとする。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律

- (大正 15 年法律第 60 号) の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (5) その他、他に於ける事業又は活動が公益に反すると認められる者等、当協会の目的に照らし望ましくないと認められる者
- (6) 団体である場合においては、役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は重要な使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者のある者

(会費の管理)

- 第 5 条** 事務局長は、理事会開催日の前月末現在の会員数の動向及び会費の納入状況を理事会に報告しなければならない。
- 2 前項の報告に当り、今年度の会費の納入のない会員は、定款第 10 条第 3 号規定により年度末に会員資格を喪失する者として理事会に報告し、理事会は当該会員に関する善後策を協議しなければならない。
- 3 年度末において、年度の会費の納入のない会員は、定款第 10 条第 3 号の規定により会員資格を喪失する。

(改 正)

- 第 6 条** この細則は、理事会の決議によって変更することができる。

(補 則)

- 第 7 条** この細則の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、「会費規程」施行の日から施行する。なお、代表理事は、本協会の前身となった旧法人の会員であった者に限り、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、入会申込書の提出を免除することができる。